ビューティーヘルスサロン「Replus」会員規約

第１条（定義）

本規約は、エコ ノハグループ　エコ ノハホールディングス株式当社（以下「当社」という）の運営・管理するビューティーヘルスサロン「Replus」（以下「本サロン」）の承認を得て入会手続きを行われた個人・法人（以下「会員」という）に適用されるものとします。

第２条（目的）

会員が、本サロンの諸施設を利用することにより、治療を目的とした医療行為ではない心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の品格のある交流の場とすることを目的とします。

第３条（会員）

本サロンは会員制（都度利用含む）とし、本サロンが定めた会員種別で入会、契約の範囲に応じて諸施設を利用することができます。

会員の契約期間は、本サロンが別に定めた期間とし、退会手続き等による資格喪失までは自動更新とします。

会員の本サロン諸施設の利用範囲や条件、特典については別に定めます。会員が、本サロン諸施設を利用するときは、本サロンが発行するメンバーアカウントを提示しなければなりません。

第４条（入会資格）

本サロンの入会資格は次の各号のとおりとし、会員はこれらの項目を全て満たす方とします。

なお、本サロンは裁量により入会申込みを受理しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

また、入会申込みの後に入会資格外であることが判明した場合、本サロンは会員資格を取り消すことができるものとします。

・当社の審査によって入会資格を認められた方。
・各会員種別において別に定める資格を満たす方。
・本規約および本サロンの諸規則を遵守する方。（未成年者の方は、親権者の同意が必要です。）
・暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属さない方。
・医師等により運動を禁じられておらず、本サロンの利用に支障がないと自らの責任において申告された方。（健康状態に疑義のある方はご相談ください。）医師の診断書の提出をお

願いする場合があります。
・妊娠中でない方。（マタニティスクールは除きます。）
・伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
・当社に対し、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを保証された方。
・暴力的な要求行為。
・法的な責任を超えた不当な要求行為。
・取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
・風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の義務を妨害する行為。
・その他前各号に準ずる行為。
・過去に本サロンで除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）
・また、過去の除名原因が明確であり、当社が別に定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。
・当社は会員が前項の一つでも反する場合、取引又はサービスの利用を停止、または会員との間の契約一切を解除、会員の除名を適用することができるものとします。

第５条（入会手続き）
　本サロンを利用する方は本規約を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入、本サロン承認を得て会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、未成年者本人と親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。
この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
　前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、当社が別に定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め了承いただきます。
会員資格を喪失した方が、本サロンに再度入会を希望する場合、本サロンは資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。
　会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、電話番号、メールアドレス、郵便物送付、会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。

第６条（メンバーアカウント）
　本サロンを利用する際には、事前にメンバーアカウントを発行、貸与するものとします。
会員が会員資格を喪失したときは、速やかにメンバーアカウントを当社にて消去します。
メンバーアカウントは本人のみが使用することができ、他人に貸与、譲渡はできません。

第 7 条（サロン利用料）

会員区分に従う利用料は別に定めるものとします。

会員は本サロンが定めた利用料を所定の方法で、所定の期日に本サロンに納入しなければなりません。利用料の金額、支払時期、支払方法等は当社がこれを定めるものとします。利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は利用料のお支払いが必要となります。

本サロンの施設の利用キャンセル規定はホームページに定めるものとします。

本サロンの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは利用料の金額を変更することができ、施設内への掲示、ホームページ掲載において告知するものとします。

一旦納入いただいた利用料は、本規約または法令の定めがある場合を除いて、これを返還しません。

第 8 条（会員資格の取得）

第 5 条の入会手続きを行った後、当社が審査手続きを行い、入会を認める場合には、入会手続きの際に定めた利用開始日（以下「利用開始日」という。）より入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第 9 条（退会）

会員が自己の都合により本サロンを退会する場合は、本サロンが別に定めた期日までに、所定の書面により本人が手続きを完了しなければなりません。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則受け付けられません。未使用のチケットは役務提供期間内であれば手数料（２万円を上限）を支払うことで返金できるものとする。

第 10 条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続その他貸与することはできません。

第 11 条（会員資格の停止および除名）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本サロンは会員資格の停止処分あるいは除名処分をすることができます。また、各号に該当し除名を受けた会員は、その後当社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

（但し当社が別に定める基準に準じて認めた場合は除く）

・第 4 条の入会資格を喪失したとき。
・本規約、その他当社の定める諸規則に違反したとき。
・本サロンの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
・本サロンの施設を故意に破損したとき。

・諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。本サロンからの催促に応じないとき。
・入会に際して本サロンに虚偽の申告をしたと判明したとき。
・本サロンの会員としてふさわしくないと判断したとき。
・暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
・他の会員に対する迷惑行為、本サロンの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
・第 21 条各号の禁止行為を行ったとき。
・その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 12 条（会員資格喪失）
　会員は次の場合その資格を喪失します。
・第 10 条に定める退会手続きが完了したとき。
・第 12 条により本サロンに除名されたとき。
・会員本人が死亡されたとき。
・運営上重大な理由により本サロンを閉鎖したとき。

第 13 条（健康管理）
　会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
　会員は医師から指示された場合は本サロンへ速やかに休会もしくは退会を申し出ることとします。

第 14 条　（諸規則の厳守）
　会員は、本規約および本サロンの定める諸規則、注意事項を遵守しなければなりません。施設・備品の利用は、本サロンの指示に従わなければなりません。

第 15 条　（入場禁止・退場・施設利用制限）
　本サロンは、次の各号のいずれかに該当する方の入場禁止、退場および施設利用制限を命じることができます。
・正当な理由がなく本規約および本サロンの諸規則を遵守しない方。
・暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属すると本サロンが判断した方。
・健康状態により、医師等により酸素 BOX の利用が禁じられている、または当社が好ましくないと判断した方。
・妊娠中または妊娠の可能性がある方。
・授乳中の方
・産後 3 か月以内で、なおかつ生理が 2 回続けて来ていない方
・感染症および感染性のある皮膚病の方。（但し、本サロンが別に定める基準に準じて認め

た場合は除く）
・飲酒直後の方
・血栓/重度の内臓疾患で治療中の方（人工透析等）
・心臓疾患、出血性疾患、てんかん発作のある方
・炎症、風邪による発熱（37℃以上）がある方
・インスリンを使用されている方、低血糖症の方。
・皮膚疾患で通院中の方
・日光過敏症・光アレルギー、ケロイド体質、皮膚疾患のある方
・施術対象部位に腫瘍・湿疹等があり、炎症や痛みのある方
・施術部位の骨折や手術などの治療から 1 年未満の場合
・予防接種から 3 日以内のある方
・抜歯後、1 週間以内のある方
・過去に大きな病気をしたことがあり、現在も治療中および投薬中の方
・本サロンが他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
・過去に本サロンで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある。(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)
・過去に盗難や破損等の禁止事項に抵触する為があった方。
同意書の申告なしに肌荒れなどの問題が生じた場合、乙は一切責任を負わないものとする。

第 16 条　（損害賠償責任免責）
会員およびビジターが本サロンの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本サロンは一切損害賠償の責を負いません。
但し、当社の調査により本サロンに過失があると認めた場合は、この限りではありません。

第 17 条　（会員の損害賠償責任）
本サロンの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により当社、本サロンまたは第三者に損害を与えた場合は当該会員が速やかにその賠償の責を負うものとします。

第 18 条　（盗難）
会員が本サロンの施設利用に際して生じた盗難については、当社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。収納物の盗難や毀損、その他の被害については、当社に帰責事由が認められる場合に限り、当社は適切な賠償をするものとします。

第 19 条　（紛失物・拾得物。放置物）
会員が本サロンの利用の際に生じた紛失については、本サロンは一切損害賠償・補償等の責を負いません。

拾得物・放置物は、原則 1 ヶ月間の保管とし、以後は処分いたします。食料品などの生ものについては時間経過により衛生上、破棄させて頂く場合がございます。

第 20 条　（禁止事項）

本サロン施設内および本サロン周辺において、会員による次の行為を禁止します。

・動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）
・刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
・所定の場所以外で喫煙すること。（電子タバコ・無煙タバコを含む）
・本サロンの諸施設・器具・備品・その他当社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に・落書きや造作すること。
・所定の場所以外での排泄行為。
・他の会員含む第三者や従業員、本サロン、当社を誹謗・中傷すること。
・許可なく本サロンにおいて物品の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）金銭の貸借、政治活動、署名活動をすること。
・高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
・他の会員含む第三者や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
・痴漢、覗き、露出、唾を吐くなど等、法令や公序良俗に反する行為。
・他の会員含む第三者や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等の行為。
・正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員に迷惑を及ぼす行為。
・当社が会員としてふさわしくないと認める行為。
・その他、本サロンの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第 21 条（営業時間）

営業時間は別に定めます。

第 22 条　（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

本サロンは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

本サロンは別に予め指定する期間を年次休館とするほか、施設点検日を定期休館とします。

休館のほか本サロンは、次の理由により施設の全部または一部を休業とすることがあります。

a)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと本サロンが判断したとき。

b)行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと本サロンが判断したとき。

c)館内改装、施設改造または修理、工事により営業が不可能と本サロンが判断したとき。
予定されている臨時休業は、原則 2 週間前までに本サロン施設内の所定の掲示場所に掲示することをもって足りるものとします。但し、a)、b)の事由による休業については、本サロンは事前告知を要しないものとします。
施設の一部休業 a)、b)の事由による休業については、本サロンは会員に会費を返還しないものとします。
また、c)の事由による休業については法令に定めの有る場合は、その期間に相応する会費を減額します。

第 23 条　（閉業・解散）
　当社は、次の理由により、本サロンを閉業・解散することがあります。
・気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
・経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
・本サロンが止むを得ざる事情による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより、本サロンを解散することができます。
・解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
・本サロン解散の場合、本サロンは会員に対し、特別な補償は行いません。

第 24 条　（会員情報の取扱いについて）
　本サロンは、次の各号の目的のため、会員住所、氏名、年齢、性別、電話番号などの会員情報を利用いたします。
　本サロンならびにグループ当社において取り扱う商品、サービスなどあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催についての、郵便、電話、電子メール、面談などの方法によるご案内。
　商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のための、郵便、電話、電子メールなどの方法によるアンケート調査の実施。
※グループ会社とは、エコノハホールディングス株式会社およびエコノハグループ会社を指します。
第 25 条　（会員情報の第三者提供について）
　会員情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示・提供致しません。
・会員の同意がある場合。
・法令の規定に基づく場合。
・会員個人を識別することができない状態で開示する場合。
・人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、会員の同意を得ることが困難である場合。

・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合にあって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
・利用目的記載の業務に関しては、会員の氏名・住所等の所要項目について、書面・郵便物・電話・電子メール等による、弁護士・司法書士、その他利用の目的に必要な範囲の第三者への提供 。
・利用目的記載の業務に関しては、グループ当社の一部または全部が変更になった場合および新たにグループ会社を設立した場合に於ける新たなグループ会社への提供。なお、グループ会社所定の方法により、ご本人様から申し出がありましたら、提供は、取りやめさせていただきます。

第 26 条　（会員情報の共同利用）

本サロンならびにグループ会社は以下の通り、お客様の個人データを共同利用致します。
・共同して利用する個人データの項目
・お客様の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等、利用の目的に必要な範囲の個人情報。
・共同して利用する者の範囲
・当社グループ会社および当社グループ会社と同等の地位にある共同事業の相手方、販売代理事業の際の売主等。
・利用する利用目的
・前号の達成に必要な範囲での、個人情報の第三者への提供のため、および前号に付帯する一切の業務を遂行するため
・第 1 号の商品・情報・サービス提供のための郵便・電話・電子メール等による営業活動およびマーケティング(アンケートのお願い等)活動のため
・顧客動向分析および商品開発のための調査分析のため
・会計監査上の確認作業を行うため
・当社およびエコノハグループ会社の各共同利用者の事業における商品・情報・サービスなどに関する資料等の送付、マーケティングなどの調査分析・集計・評価および販売促進計画の立案のため

上記のうち、当社が負う法律上の義務又は契約義務の履行とその関連業務を遂行するために必要な場合の利用を除き、当社グループ所定の方法により、会員様ご本人からのご請求があった場合、遅滞なく会員様の個人情報の利用の停止等をいたします。

第 27 条
（本規約の改定）

本規約の制定および改定は、当社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

第 28 条　（会員への通知、告知）

当社は、本規約の改定をするとき、または規約の重要な案件に係る規定を改定するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の会員会則、利用規定を会員に交付するものとします。この場合、当社は 1 ヶ月前までに会員に通知するものとします。

前項による会員への告知は、施設内における掲示、ホームページへの掲載等において告知するものとします。

第 29 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び、議事が生じた場合は、乙甲協議のうえ誠意を持って決定するものとします。

第 30 条（専属的合意管轄）

本契約に関する一切の紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条　（附則）

現行の会則は 2024 年 2 月 1 日をもって制定され、以後、本規約が適用されます。

エコノハホールディングス株式会社
2024 年 2 月 1 日　制定

2024 年 11 月 1 日　改訂